



小野町こども誰でも通園制度 利用登録申込みのご案内

ONOMACHI



こども誰でも通園制度って？

「こども誰でも通園制度」とは、保護者の就労要件等を問わず、お子さんを幼児施設等に通わせることができる新たな制度です。

令和8年度から全国でスタートしますが、小野町では令和7年10月より試行的に実施することで、利用者の意見をいただきながらよりよい制度としてスタートできるよう進めて参ります。

どんなことができるの？

- 保育士やお友だちと関わりながら、お子さんの興味や関心に応じた遊びや体験を重ねることができます。
- お子さんの発達や離乳食、子育ての悩みなどのアドバイスを受けることができます。
- お子さんが慣れるまでの期間、親子で通園することができます。

一時預かり事業との違いは？

- 「一時預かり事業」は、保護者の育児に対する負担軽減やリフレッシュなど、「保護者の立場からの必要性」に対応することを目的としています。
- 「こども誰でも通園制度」は、家庭では得られない様々な経験を通して、ものや人への興味が広がり、成長していけるよう、こどもの育ちをサポートする「こども主体」の制度です。安心して子育てができる環境を整えていけるよう支援していきます。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。

【実施施設】 小野町児童館 キラッと☆おの

【対象のお子さん】

- 0歳6か月から満3歳未満のお子さん(3歳の誕生日の前々日まで)
- 小野町在住で小野町に住民登録があるお子さん
- 認定こども園・保育園・幼稚園・小規模保育施設・企業主導型保育事業所等に在籍していないお子さん

【利用可能時間】

- お子さん1人につき、1か月あたり10時間まで利用することができます。
- 午前9時00分から午前12時00分の時間帯で1時間単位から利用することができます。

【利用料金】

- 1時間 300円

※利用料の減免制度がありますので、詳細は小野町児童館までお問い合わせください。

【利用申込みについて】 ※利用するには事前登録が必要です。

- 利用を希望される際は、小野町児童館にお問い合わせください。
- 利用開始日 令和7年10月1日から(土・日・祝日・児童館の休館日は除きます)



利用の流れ (利用登録申請→面接→保育利用)

- ① 利用登録申請書を小野町児童館まで提出してください。
(利用登録申請書は小野町児童館でお渡ししています。町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。)
- ② 利用登録が決定しましたら、親子での面接を行います。母子手帳をお持ちください。
※安全に保育を行うため、体調面やアレルギー等の聞き取りをさせていただきます。
- ③ 申込フォームから、利用希望日を申し込んでください。
- ④ 小野町児童館より利用日のお知らせが届きましたら、保育をご利用いただけます。
※定員がありますので、希望する日にご利用いただけない場合があります。

【利用に関するお問い合わせ】 小野町児童館 キラッと☆おの

(住所) 小野町大字小野新町字万景上7 (TEL) 0247-61-4431

